

にぎわいホール利用ガイドライン

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、利用者に3密（密閉、密集、密接）回避等の感染防止対策を確実に実施してもらいながら、にぎわいホールを利用してもらうよう以下のとおりガイドラインを定めます。

1 利用許可の要件

利用を許可するためには以下の要件を守って利用してもらう必要があります。

- (1) 利用した物品(机、椅子、備品等)は消毒を行ってから返却してください。
※物品用の消毒液は貸出し可能です。雑巾等は利用者が用意してください。

(不特定多数の来場者が見込まれる場合)

- (2) シャッター、スライディングウォールは原則使用しないでください。
※密閉空間に近い状態を避け、会場の十分な通気を確保してください。

2 利用時に留意してもらう事項

利用する際に、利用者として以下の事項に留意してください。

- (1) 発熱又は体調が悪い方は利用しないでください。
- (2) マスクを着用してください。
- (3) 適切に手洗いや手指の消毒を行ってください。
※手指用の消毒液等は利用者が用意してください。来場者がある場合は来場者用の手指消毒液等を会場に設置してください。
- (4) 人と人との距離を十分に確保してください。(約2mの間隔を確保)
- (5) 対面の機会を減らしてください。
※対面の機会が発生する場合はビニールシート等を設置してください。
- (6) 大声の発声、近接した場所での会話は行わないでください。

(不特定多数の来場者が見込まれる場合)

- (7) 入場人数の制限、滞在時間の制限を設けてください。
※入場待ちの列ができる場合は、列に並ぶ人と人との距離を確保してください。